

# 花沢の里周辺地区 景観まちづくりニュース

## 第6号

(平成30年10月24日)

発行：焼津市都市デザイン課

このニュースは、花沢、野秋、吉津、高崎など、花沢の里周辺地区の景観まちづくり重点地区計画の策定に向けた意見交換などの様子を地域の皆様と情報を共有するために発行しています。ぜひご覧ください。

## 第6回協議会： 葦山反射炉周辺地区(伊豆の国市)を視察

日時：10月13日(土) 12:30~16:30

視察先：伊豆の国市 葦山反射炉周辺地区

参加者：協議会委員(自治会長、区長、公募住民等) 8名

内容：伊豆の国市の景観重点整備地区である「葦山反射炉周辺地区」を視察しました。

この地区では、世界文化遺産である葦山反射炉の景観を保全するとともに、反射炉等と調和する街並み景観の形成や周囲の自然景観の保全を目指して、景観形成の基準等が定められており、すでに一部の建物の壁面の塗り替え等が行われていました。

また、屋外広告物も改善されており、花沢の里周辺の景観づくりの参考となりました。



## 第7回協議会： 景観に関する基準等についての意見交換

日時：10月17日(水) 18:45~20:45

会場：高崎集会所

内容：景観まちづくり重点地区におけるルールについて②

ルールを定める範囲や届出対象行為、景観形成基準(景観のルール)について、事務局案をメンバーの皆さんに提示し、意見交換していただきました。

(注)ルールを定めたととしても、既にある建物をすぐに直す必要はありません!

参加者：協議会委員(自治会長、区長、公募住民等) 10名

※意見の概要は、裏面をご覧ください。

お問い合わせ

焼津市 都市政策部 都市デザイン課 計画担当

〒425-8502 焼津市本町 5-6-1 (アトレ庁舎 2階) TEL: 054-626-2160 FAX: 054-626-2184

## 意見交換の結果の概要

### ① ルールの適用範囲について

- 標高が高い部分は、既に農地や森林が荒れているので、区域に含めなくて良いだろう。
- 花沢の見晴らし台まで区域に入れた方が良い。
- これまでの話し合いの流れから林道の辺りまで区域に入れた方が良い。
- 道路で区切った方が住民はわかりやすい。

### ② 届出が必要となる行為について

- ルールを担保するために届出は必要だが、「すべて届出」だと負担を感じる住民もいると思う。
- 届出制度が土地利用（土石等の堆積による空き地や農地の活用など）の支障とならないか心配。

### ③ 景観形成基準（ルール）について

#### ● 全体

- 住民や地権者は「規制はマイナス要素」と考えるだろう。
- 「景観を良くすることで資産価値を高める」という考え方ができないか？ルールを定めることによって良好な景観が守られ、移住希望者が増える可能性がある。
- 基準は理想のイメージとして問題ないと思う。
- 基準は地区独自のものであっていい。



保全したいのどかな集落景観

#### ● 色彩

- 奇抜な建物が建たないレベルでいいと思う。
- 派手な色は規制してもいい。

派手な色彩の使用を制限

#### ● 建築設備

- 附属設備は基準が細かすぎるので、もう少し簡素化したらどうか。



#### ● 屋根

- 勾配屋根の基準は書き方をもっと緩くしたらどうか。

#### ● 地域住民への説明

- 努力目標が多く、強制力があるのは一部であることを説明すべき。
- ルールを担保するために届出制度を設けることを伝えた方が良い。
- 規制が前面に出されると、住民に後ろ向きのイメージを与えてしまわないか心配。

